

## 法定資本が必要となる投資分野

No	業種	法定資本の分野	法定資本	法律根拠	
1	商業銀行	国営商業銀行	3兆 VND	政令 10/2011/NĐ-CP on 26/01/2011	
		株式商業銀行	3兆 VND		
		合併商業銀行	3兆 VND		
		外資 100%商業銀行	3兆 VND		
		外国商業銀行の支店	1500 万 USD		
		政策銀行	5兆 VND		
		投資銀行	3兆 VND		
		開発銀行	5兆 VND		
		協力銀行	3兆 VND		
2	人民信用基金 Peoples credit fund	中央人民信用基金	3兆 VND	不動産経営法 66/2014/QH13 留意： - 法定資本確定の 根拠：会社の定款 資本 - 法定資本確定の 手続きを行うことは 必要ない。 76/2015/NĐ-CP	
		地方人民信用基金	1億 VND		
3	非銀行信用機関 Non-bank credit institutions	金融会社：	5千億 VND		
		金融リース会社	1500億 VND		
4	不動産業		200億 VND		
5	債権回収サービス Debt collection services		20億 VND		政令 104/2007/NĐ-CP
6	警備サービス業 Management of security service		法定資本を問わないが、外資の警備サービス経営者と合併企業設立の場合には、外資側は1,000,000USDの法定資本が必要。		政令 96/2016/NĐ-CP
7	研修生の海外派遣サービス		50億 VND。その内、預り金額10億 VND		政令 126/2007/NĐ-CP
8	空港経営業	国際空港の経営	2,000億 VND		政令 102/2015/NĐ-CP 資本の条件について、第 37 条に代わり第 92/2016/NĐ-CP 号の第 17 条になる。
		国内空港の経営	1,000億 VND		
9	航空サービス(空港経営業ではない場合)	乗客ターミナル運営サービス、駅運営のサービス、倉庫運営サービス、ガソリン提供サービス	資金 300 億 VND 以上		
		国際空運サービス	・飛行機 1~10 台： 7,000 億 VND ・飛行機 11~30 台：		
10	空運事業			政令 30/2013/NĐ-CP	

			1兆 VND ・飛行機 30 台以上: 1.3兆 VND	資本の条件について、本規定の第 8 条に代わり第 92/2016/ND-CP 号の第 8 条になる。	
		国内空運サービス	・飛行機 1~10 台: 3,000 億 VND ・飛行機 11~30 台: 6,000 億 VND ・飛行機 30 台以上: 7,000 億 VND		
		一般の空港事業 General aviation services(例: 飲食、広告など)	1,000 億 VND		
12	国際観光サービス	ベトナムへの観光の運営サービス	預り金額 2 億 5,000 万 VND	政令 180/2013/ND-CP	
		海外への観光の運営サービス若しくは(ベトナムへ観光の運営サービス及び海外への観光の運営サービス)	預り金額 5 億 VND		
13	人材紹介サービス		預り金額 3 億 VND	政令 52/2014/ND-CP	
14	証券	証券仲介 Brokerage	250 億 VND	政令 58/2012/ND-CP	
		ディーリング(自己売買) Self-trading	1,000 億 VND		
		証券発行保証 Underwriting	1,650 億 VND		
		証券投資及び金融コンサルティング Securities investment and financial consultancy	100 億 VND		
		資金運用ビジネス	250 億 VND		
15	金融関連事業 Gold business activity	ゴールドバー(金地金)の売買	・一般企業:1,000 億 VND ・信用機関: 3 兆 VND	政令 24/2012/ND-CP	
16	保険業	非生命保険	非生命保険及び健康保険	3,000 億 VND	政令 73/2016/ND-CP
			非生命保険及び健康保険、空港保険若しくは衛星保険	3,500 億 VND	
			非生命保険及び健康保険、空港保険、衛星保険	4,000 億 VND	

	生命保険	生命保険及び健康保険	6,000 億 VND	
		生命保険及び健康保険、単位連結保険 (unit-linked insurance) 若しくは年金保険	8,000 億 VND	
		生命保険及び健康保険、単位連結保険 (unit-linked insurance) 若しくは年金保険	10,000 億 VND	
		保険仲介	保険仲介若しくは再保険仲介	
		保険仲介及び再保険仲介	80 億 VND	
	非生命保険を実施する外国企業の支店	非生命保険及び健康保険	2,000 億 VND	政令 73/2016/ND-CP
		非生命保険及び健康保険及び空港保険、若しくは衛星保険	2,500 億 VND	
		非生命保険及び健康保険及び空港保険、衛星保険	3,000 億 VND	
		健康保険のみ実施する企業	3,000 億 VND	
		非生命再保険、或いは健康再保険、或いは非生命再保険及び健康再保険を実施する企業	4,000 億 VND	
生命再保険、或いは生命再保険及び健康再保険を実施する企業		7,000 億 VND		
生命再保険、非生命再保険及び健康再保険を実施する		1 兆 1,000 億 VND		

		企業		
17	映画制作		10 億 VND	政令 54/2010/ND-CP
18	通信業	無線周波数帯を使用せずに、固定通信ネットワークインフラを構える場合、電話加入者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一省、或いは中央レベル市において：50 億 VND。総資本金：最低 150 億 VND, 許可書の取得日より 3 年間以内に調達を実施する。</li> <li>・2～30 省、或いは中央レベル市において：300 億 VND。総資本金：最低 1,000 億 VND, 許可書の取得日より 3 年間以内に調達を実施する。</li> <li>・全国において：1,000 億 VND。総資本金：最低 3,000 億 VND, 許可書の取得日より 3 年間以内に調達を実施する。</li> </ul>	政令 25/2011/ND-CP
		無線周波数帯を使用し、固定通信ネットワークインフラを構える場合、電話加入者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1～30 省、或いは中央レベル市において：1,000 億 VND。総資本金：最低 3,000 億 VND, 許可書の取得日より 3 年間以内に調達を実施する。</li> <li>・全国において：3,000 億 VND。総資本金：許可書の取得日より 3 年間以内に調達金額 1 兆以上を実施する。許可書の取得日より 15 年以内調達金額 3 兆以上を実施する。</li> </ul>	

		地上モバイル通信ネットワークインフラを構える場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・無線周波数チャネルの使用：200億 VND。総資本金：最低 600億 VND 以上、許可書の取得日より3年間以内に調達を実施する。</li> <li>・無線周波数帯の使用なし(仮想)：3,000億 VND、総資本金：許可書の取得日より3年間以内に調達金額1兆以上を実施する。許可書の取得日より15年間以内に調達金額3兆以上を実施する。</li> <li>・無線周波数帯の使用：5,000億 VND 総資本金：許可書の取得日より3年間以内に調達金額2.5兆以上を実施する。また、許可書の取得日より15年間以内に調達金額7.5兆以上を実施する。</li> </ul>	
		固定衛星通信ネットワークインフラ及び移動衛星通信ネットワークインフラの設置。	法定資本金：300億 VND。総資本金：許可書の取得日より3年間以内に調達金額1,000億以上を実施する。	
19	郵便業		<ul style="list-style-type: none"> <li>・国内郵便サービスの場合：20億 VND</li> <li>・国際郵便サービスの場合：50億 VND</li> </ul>	政令 47/2011/ND-CP
20	独立監査法人(有限会社の場合)		2012年1月1日～2014年12月31日：30億 VND 2015年1月1日：50億 VND	政令 17/2012/ND-CP
21	労働者派遣業		20億 VND	政令 55/2013/ND-CP

## 外資系企業に対する出資比率の制限

事業内容	出資比率の制限
広告サービス(CPC 871、タバコの広告を除く)	合弁会社の設立又は事業協力契約の締結のみ可能である。2009年1月1日から、合弁会社における外国側の出資比率の制限はなくなった。
農業、狩猟及び林業サービス(CPC 881)	合弁会社の設立又は事業協力契約の締結のみ可能である。外国側の出資比率が合弁会社の資本金の51%を超えてはならない。
基本通信事業サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>ネットワークインフラを備えない場合：外国企業の出資比率は合弁会社の資本金の65%を超えてはならない。</li> <li>ネットワークインフラを備える場合：外国企業の出資比率は合弁会社の資本金の49%を超えてはならない。</li> </ul>
仮想プライベートネットワークサービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>ネットワークインフラを備えない場合：外国企業の出資比率は合弁会社の資本金の70%を超えてはならない。</li> <li>ネットワークインフラを備える場合：外国企業の出資比率は合弁会社の資本金の49%を超えてはならない。</li> </ul>
付加価値サービス(Webコンテンツサービスなど)	<ul style="list-style-type: none"> <li>ネットワークインフラを備えない場合：外国企業の出資比率は合弁会社の資本金の65%を超えてはならない。</li> <li>ネットワークインフラを備える場合：外国企業の出資比率は合弁会社の資本金の50%を超えてはならない。</li> </ul>
映画製作(96112)	合弁会社の設立又は事業協力契約の締結のみ可能である。外国企業の出資比率が合弁会社の資本金の51%を超えてはならない。
映画配給(96113)	合弁会社の設立又は事業協力契約の締結のみ可能である。外国企業の出資比率が合弁会社の資本金の51%を超えてはならない。
映画上映(96121)	合弁会社の設立又は事業協力契約の締結のみ可能である。外国企業の出資比率が合弁会社の資本金の51%を超えてはならない。
銀行及びその他金融業	商業銀行の株式で出資する場合、外国企業の出資比率はその商業銀行の定款資本金の30%を超えてはならない。
旅行代理及びツアー手配業(CPC 7471)	合弁会社の設立のみ可能である。合弁会社における外国側の出資比率は制限されていない。
娯楽サービス(演劇、サーカス、ライブショーを含む)(9619)	ベトナムにおいて本サービスの提供が可能なベトナム企業との合弁会社の設立又は事業協力契約の締結のみ可能である。外国企業の出資比率が合弁会社の資本金の49%を超えてはならない。
電子ゲームセンター(CPC 964)	合弁契約の形態若しくは合弁企業設立の形態のみである。外国企業の出資比率が合弁会社の資本金の49%を超えてはならない。
海運サービス(CPC 7211, 7212)	<ul style="list-style-type: none"> <li>ベトナム国旗を掲揚する船隊の運営会社を設立する場合：サービスを提供する外国業者は外国側の出資率が合弁会社の法定資本の49%を超えない合弁会社の設立を認める。</li> <li>国際海運業サービスを提供する会社設立の場合：外国の海運会社は100%外資企業の設立が可能である。</li> </ul>

コンテナ積み下ろし及び船積みサービス(CPC 7411)	外国企業の出資比率が合弁会社の資本金の50%を超えてはならない。
通関サービス	合弁会社における外国側の出資比率の制限は無し。
コンテナ倉庫サービス	外国企業の出資比率は無制限である。
国内水路運輸サービス	外国企業の出資比率は合弁会社の法定資本金の49%を超えてはならない。
鉄道運輸サービス	外国企業の出資比率は合弁会社の法定資本金の49%を超えてはならない。
道路運輸サービス	市場の需要に応じて、外国企業の出資比率が51%超えない品物運送サービスを提供する合弁会社の設立が可能である。
倉庫業(CPC 742)、品物運送代理業(CPC 748)	外国企業の出資比率は無制限である。

\*ベトナム国のWTO加盟は、2007年1月11日